

平成22年度予算編成方針

平成21年10月21日

豊見城市長 金城 豊明

1. 国の動向と地方財政の状況

現在の景気動向は、平成20年後半以降、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が実体経済を巻き込んだ世界的危機に発展し、外需に多くを依存する日本経済もこの影響を強く受け急激に減速し、現在においても、過去最悪の水準で推移するなど依然として厳しい状況にある。

内閣府が発表した9月の月例経済報告によると、「景気は、失業率が過去最高水準となるなど厳しい状況にあるものの、このところ持ち直しの動きが見られる」とする一方で、「雇用情勢の一層の悪化」の懸念や「景気を下押しするリスク」の存在についても指摘している。また、沖縄県が8月に発表した経済動向においても、「総じて厳しい環境が続いていることから、景気は後退していると見られる」として、県内においても観光関連や雇用情勢などが厳しい状況にあるとしている。

そのため国は、国民生活を取り巻く社会経済情勢の深刻な悪化に対応するため、昨年来から「安心安全のための緊急総合対策」、「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」の累次にわたる政府補正予算により経済危機対策を着実に実施するとともに、平成22年度予算の大枠を示す概算要求基準(平成21年7月1日閣議決定)においても、現下の経済社会状況に必要な対応等を行うとした。しかしながら、9月に政権交代によって新政権が発足し、政権公約を現実の政策に反映させる下に、概算要求基準の廃止や予算の全面的な組み替え等の抜本的な見直しを講じた平成22年度予算編成の方針(平成21年9月29日閣議決定)を決定した。これにより、今後の景気経済対策を含む施策が流動的かつ地方財政に与える影響も不透明であることから、引き続き国の新年度予算編成の動きに注視する必要がある。さらに、景気後退に伴う地方税や地方交付税の原資となる国税5税の落ち込みが懸念されるところであり、地方財政は大幅に財源不足が拡大する可能性があることに留意しなければならない。

2. 本市の財政状況

平成20年度決算(普通会計決算速報値)では、人件費の抑制や市税の増額等の影響から経常収支比率は84.5%として4.0ポイントの大幅な改善となった。

また、昨年度から「地方公共団体の健全化に関する法律」に基づく財政健全化判断比率(※1)の公表が義務付けられ、平成20年度の各指標はいずれも早期健全化基準を下回るものとなった。

このように、平成20年度決算における財政に関する各指標からは、本市財政は改善かつ健全化の傾向にあるとみることができる。しかし、依然として、経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す硬直化の度合いを脱し得てないことや、近時の相次ぐ老朽校舎の建て替え等に伴う市債発行は、今後、公債費負担が重くのしかかる懸念があることに留意する必要がある。

《参考》 経常収支比率……75%以上は財政硬直化

平成21年度予算編成では、経常的経費及び投資的経費における一般財源総額の抑制及び実施計画の遵守を基本とし、徹底したコスト削減や積極的な財源確保のほか、行政の果たす役割の変化に応じた積極的な見直し等により予算編成を行った。しかし、学校教育施設整備費や社会保障関係費など予想を大幅に上回る行政需要の増加のため、財源不足を解消しきれずやむなく財政調整基金2.5億円、減債基金2億円を計上して編成したところであり、平成21年度の財政運営の中で、歳入確保、歳出削減に努め、基金繰入の回避を図る必要がある。

本市の財政需要は、今後とも、各種福祉施策の対象者の増加等により扶助費の増加傾向は変わらないものと見込まれ、また、豊崎地区の学校整備をはじめとする新たな計画実現に向けた施策を着実に実施するにも多くの財源が必要となる。他方で、これまで堅調な伸びが期待できた市税は、今後の国の税制改正の動向、または景気低迷が長引くことによつて減収のおそれがあることも見逃せず、平成22年度の本市財政はこれまで以上に厳しい状況になることが想定される。

※1) 財政健全化判断比率とは、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標のことをいう。

3. 平成22年度予算編成の基本方針

平成22年度の予算編成では、厳しい財政状況が想定される中であっても、本市の飛躍と直面する諸課題への的確な対応を目指す予算として、社会構造や経済情勢の急激な変化が市民生活に与える影響に配慮するとともに、平成22年度が最終年度となる「第三次総合計画 後期基本計画」の総点検を視野に入れた対応が求められる。

以上のことを踏まえ、予算編成にあたっては、経常的経費については、枠配分された経費の範囲で重点的・効率的な予算編成を行い、事業の再構築により一般財源総額を増やさないことを基本とし、政策的経費については、諸事業の峻別・優先づけを行った「第10回実施計画」(平成22年度～平成24年度)に基づいた予算編成を行うことを基本として、将来を見据えた堅実で節度ある財政運営を目指す。

また、予算見積要求にあたっては、下記により全ての事務事業について社会経済情勢や行政の果たすべき役割の変化に応じた積極的な見直しを行った上で事業費を見積もること。

記

各部においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、次の各項目に掲げた事項について留意し、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るためには、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、一般家庭や民間企業における経費節減に見習い、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来に渡って収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積もること。
- ③ 職員配置（嘱託職員・臨時職員等含む）についても、簡素で効率的な体制を早期に構築するため、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税や国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ② 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ③ 国基準や県内市町村に比べて、受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。
- ④ 土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取組みに努めること。

(3) 補助事業について

- ① 補助事業については、中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「第10回実施計画」に基づき見積もること。
- ② 補助事業において、制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合に、この基準を超過して市独自に上乘せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要なか十分に検証した上で見積もること。
- ③ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ④ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し財源確保に努めること。

(4) 補助金等の見直し

- ① 国と地方は、財政再建に向けて歳出削減に努めている。とりわけ、本市では徹底した歳出見直しを進め、一方ならぬ努力を重ねてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり削減するものとする。
- ② 原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、スクラップ&ビルドで対応すること。
- ③ 公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の

執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減を図るとともに、企業理念の徹底により経営の改善を図るよう求めること。

(5) 行政改革の推進について

- ① 平成20年3月に策定した「しせい改革アクションプラン（集中改革プラン）」に基づき、あらゆる分野の経費節減に最大限の努力を払い、多様化する行政需要に応えられるように努めること。
- ② 事業評価に基づき、目的と成果を明確にした上で事業の在り方や方向性について点検を行う等、全ての事業見直しについて積極的に取り組むこと。
- ③ 各種ボランティア、NPO（民間非営利組織）団体との連携を含めた公・民の適切な役割分担の推進や指定管理者制度の導入等、事業手法について十分な検討を行うこと。

(6) 特別会計の健全化について

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、健全経営の観点から事務事業の合理化、効率化に努め、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担を確保し、健全経営に努めること。

一般会計からの繰出金については、一般会計が負担しなければならない経費以外の負担は大変厳しい状況にあり、財源不足を安易に一般会計に依存することのないよう実態の把握に努め、一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事業の見直し

- ① 事業については、前例や慣例にとらわれた「現状維持の行政」ではなく、常に市民の視点で事業効果を検証し、必要性・緊急性・費用対効果の観点から見直しを行うこと。
- ② 新規事業及び既存の事業は、次の項目により総点検を行い見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
 - カ 厳しい財政状況の中で賄うべきものか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、平成22年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。